

嘘・隠蔽・捏造は許さない！

9月27日、出向しているAさんは八王子支社社員からパワハラを行なった管理者が労災申請をしたことによる「第三者行為災害報告書」（8月9日付の書面で8月30日が提出期限）の記載を求められました。報告書は労基署から委託された弁護士事務所から出され「提出期限までに返信がない場合はAさんのご意見等は反映されず、相手方の意見をもとに本件災害の過失割合等が決定されることがある」と記載されていました。（事象については緑の風NEWS No.9参照）

【主なやりとり(9月27日)】

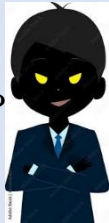
【支社社員】

今書いてください

駅で放置されていまして

9月30日まででいいですか？

支社提出期限は10月11日
とします



【Aさん】

今は書けません。提出期限が過ぎている

あと3日で書くのは無理です

不明な点があったので労災手続きを委託している弁護士事務所へ確認



【弁護士事務所】

・会社から8月26日、9月12日、9月30日と3度に渡って「書類の作成に時間を要している」と連絡があった。

・Aさんは退職し転職していると聞いている



駅で放置されていた
Aさんは退職している

嘘



会社内・職場内に

【信用】 や 【誠実】 はないのか！

あるのは 【失望】 しかないのか！！

会社は真実を明らかにせよ！！